

「広島市環境基本計画」の次期改定について

1 環境基本計画とは

○「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」(以下、「基本条例」という。)に基づき、本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る。

2 第2次環境基本計画の概要

(1) 基本方針

ア 環境基本計画の位置付けの明確化及び内容の大綱化

- ・環境分野とそれ以外の分野における行政計画に対する本計画の位置付けを明確化
- ・各行政分野における個別具体的な施策の展開等を柔軟かつ弾力的に行えるよう、包括的かつ中長期的な視点を確保し、大綱化を図っている。

イ 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化

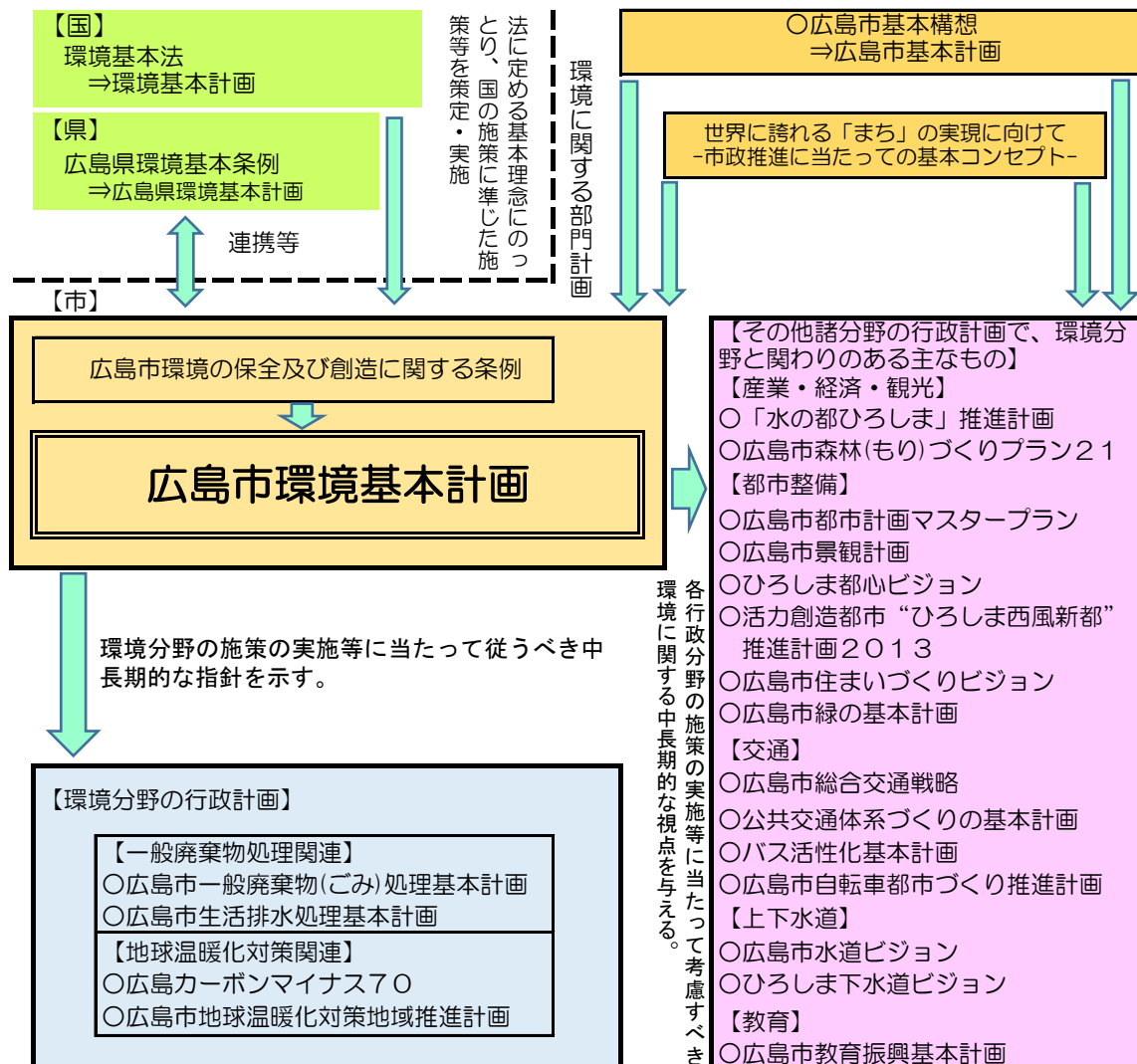
- ・基本条例に定める基本理念の下、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿の具体化・明確化を図り、それを「環境像」として位置付けている。

ウ 総合的・横断的視点の設定

- ・環境問題は様々な問題が複雑に絡み、その解決には環境問題を様々な側面から多面的に捉える必要があることから、今後複雑化・多様化する環境問題に的確に対応するため、諸施策の展開等に当たって必要な総合的・横断的視点を設定している。

(2) 計画の位置付け

○環境分野の行政計画との関係では、「施策の実施等に当たって従うべき中長期的な指針を示すもの」とし、環境分野以外の行政計画との関係では、「施策の実施等に当たって考慮すべき環境に関する中長期的な視点を与えるもの」とする。



(3) 期間

○平成28年度から令和2年度(2016年度から2020年度)

(4) 対象地域

○計画の対象とする地域は、本市の区域とする。ただし、本市の区域内にとどまらない環境問題について、他の地方公共団体等と連携した広域的な取組が必要となる場合がある。

(5) 対象とする環境区分

○計画の対象とする環境は、次の四つに区分している。

ア 自然環境

水、緑、生物等、主に、自然界を構成する事象を要素として捉えた環境

イ 都市環境

まちづくり、景観、交通等、主に、都市との関わりあいが深い事象を要素として捉えた環境

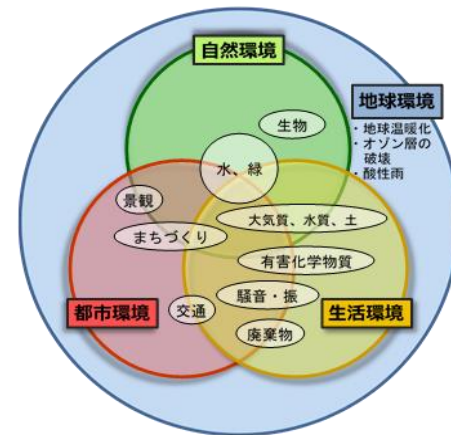
ウ 生活環境

市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境

エ 地球環境

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等、主に、地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境

なお、環境区分の要素のうちには、複数の環境区分にまたがり、又は他の環境区分に影響を及ぼすものが存在し、各環境区分は、相互に影響を及ぼす関係にある。



(6) 環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿(環境像)

○被爆後100年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、世界に誇れる「まち」を実現していく必要がある。

こうした思いや基本条例に規定する基本理念を踏まえ、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿(環境像)を、次のとおり設定している。

「将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち」

(7) 基本目標

○本市が目指すべき環境像を実現するには、本市の特性等を踏まえた上で、4つの環境区分全てを将来にわたって維持し、又は向上させることが不可欠である。このため、自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境についての基本目標を、次のとおり設定している。

- ア 豊かな自然環境の保全 ~自然との共生~
- イ 自然と調和した快適な都市環境の創造 ~都市の持続可能な発展~
- ウ 健全で快適な生活環境の保全 ~循環型社会の形成~
- エ 地球環境の保全への貢献 ~都市の低炭素化の促進~

3 計画の改定について

○平成28年3月に改定した本計画は、各行政分野における施策等の実施に当たっての中長期的な指針等を示し、それに基づき様々な環境関連施策が推進されてきた。こうした中、近年、地球温暖化による気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発や、生物多様性の保全など地球規模の問題から、廃棄物の適正処理の推進、大気水質等の生活環境の保全、良好な景観の維持等の生活に密着した問題まで、様々な環境問題が顕在化している。

このような本市の環境を取り巻く状況の変化に的確に対応し、目指すべき環境像を実現するため、本計画を改定する。

○改定にあたっての主なポイント

- 「持続可能な開発目標(SDGs)」の活用について
複雑化・多様化する環境問題を解決していくためには、総合的・横断的な取組の推進がますます重要となってきており、当計画の施策の方針とSDGsを関連付けることにより、各行政分野における施策の検討・実施に当たっての具体的な取組の方向性を示す。
- 広域的な連携協力等の視点の強化について
広島広域都市圏発展ビジョンを踏まえつつ、水循環の確保や緑の保全、廃棄物の適正処理など各環境区分における広域的な取組の推進を図るための方向性を示す。
- 地球温暖化対策について
国の地球温暖化対策計画(H28.5月)や気候変動適応法の施行(H30.12月)、パリ協定の開始(R2~)など、国際的な動向や国における取組等を踏まえ、緩和策と適応策の双方の重要性や取組強化の必要性など、本市における対策の方向性を示す。
- 生物多様性の保全について
地球温暖化による自然環境の変化、外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱などにより、種の保存が危機に瀕しており、本市の実情に応じた生物多様性の保全についての方向性を示す。
- プラスチックごみ対策について
本市では、プラスチックごみの削減に向けて買い物袋持参によるレジ袋の削減などの排出抑制、分別の徹底によるリサイクルの推進を図っている。国の「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」などを踏まえたプラスチックごみの更なる削減や、海洋への流出防止対策についての方向性を示す。
- 市民・事業者・行政による協働体制の構築について
様々な環境問題における諸課題を解決し、快適な環境を構築していくため、市民1人1人が意識して取り組んでいくこと、市民・事業者が協力して取り組んでいくこと、そして行政が責任を持って取り組んでいくことなど、それぞれの役割分担を踏まえた協働体制の構築を図る。